

奈良県支部だより

——奈良県における透析医療サービス——

吉田克法

はじめに

現在、透析療法においては種々の医療支援サービスがありますが、最近、奈良県において独自の制度が成立いたしました。一つは「障害者手帳認定基準改定」で、あと一つは「障害者通院支援事業」です。

さて、全国各都道府県には透析患者の会が存在していますが、奈良県にも「NPO 法人 奈良県腎友会」があります。多数の透析患者が入会しており、日常的に活発な活動をしています。講演会の開催、透析医療に関わる国会への請願活動、各透析施設間の意見交換などその活動内容は多岐にわたっています。二つの事業の成果は、奈良県腎友会の熱心な奈良県議会への陳情により、県当局と長期にわたる検討を重ねたうえで達成されました。他の県に先駆けて、この制度が成立したことは、奈良県における3千数百名の透析患者への恩恵になると思います。下記に成立までの経緯などを述べます。

1 障害者手帳認定基準改定

腎機能が悪化して慢性腎臓病になると、その腎機能の程度により腎臓病身体障害手帳が交付されることとなります。成人の場合の身体障害者1級の基準は血清クレアチニン値（血清Cr値）が8.0 mg/dL以上となっています。腎炎などの原疾患がある場合は、ほとんどの患者がこの基準で透析導入となり身体障害者1級となります。しかし、最近増加している糖尿病を原疾患として透析療法に導入された場合は、尿毒症症状や

肺うっ血などで透析導入される場合が多く、その大多数が血清Cr値8.0 mg/dL未満での透析導入となっているのが現状です。

さらに、これらの患者は維持透析されることにより、血清Cr値が8.0 mg/dLをなかなか超えることはありません。したがって、これらの患者は長期透析となっても身体障害者4級か3級のままであり、1級の患者と比較して、身体障害者医療サービス上での不公平が生じていたのが実情でした。

このような状況を鑑みて、奈良県腎友会と奈良県医師会透析部会では慎重に協議をしたうえで、奈良県腎友会として障害者手帳等級における不公平是正を奈良県当局に陳情しました。その結果、平成21年10月に開催された奈良県議会厚生委員会で「身体障害者認定基準（腎機能障害）に関する請願書」が採択され、本会議で「障害者手帳認定基準案」が可決成立しました。

この制度の可決により、平成22年10月1日から「1年以上継続して透析している者はすべて腎臓身体障害者手帳1級」に認定されることになり、身体障害者手帳4級と3級の透析患者にとって恩恵となりました。奈良県で長い間腎臓身体障害者手帳4級と3級となっていた透析患者が1年以上透析を継続している場合は身体障害者手帳1級となり、障害者手帳上の不公平はなくなったこととなります。現在、私が奈良県における等級更新の認定医になっておりますが、毎月3～5名の透析患者が身体障害4級、3級から1級へ変更認定となっております。

この身体障害者手帳に関する医療サービスは各都道

恒常的に通院を必要とする障害のある人への通院支援事業について

●事業の概要

市町村が現在実施している地域生活支援事業の一つである移動支援事業を活用し、恒常的に通院を必要とする障害のある人の移動支援サービス利用を補助対象として、通院支援を行う市町村に対して補助を行います。

●ご利用の流れ

①市町村は、介護サービス事業所又は福祉サービス事業所を指定。

②利用者（*）は、市町村に利用申請し、支給決定後、指定事業者と利用契約を締結。

（*）身体障害者手帳の交付を受け週3回以上医療機関に通院していることや、世帯全員の所得が市町村民税非課税であり、本人年金収入などが80万円以下であること等条件があります。

③利用者は、契約指定業者のサービスを受け、事業者へ自己負担額（1割）を支払う。

（実際に通院支援を受けるためには、各市町村における制度化が必要となります。）

●補助割合（基本スキーム）

国、県は事業に要した費用の一部を市町村に補助（国 1/2、県 1/4、市町村 1/4）

図1 奈良県における通院支援事業の内容

府県自治体に委ねられており、全国画一された制度ではありません。この「障害者手帳認定基準案」が奈良県議会で可決されたことは、奈良県の患者会である奈良県腎友会の熱心な活動が実を結んだ結果と思われ、全国の前駆けとなったと判断しています。

2 障害者通院支援事業

血液透析患者はそのほとんどが週3回の血液透析が必要であり、外来透析している患者は必ず通院する必要があります。特に奈良県では、地理的な事情により、遠隔地からの通院が必要な人も多数おり、その手段としては各透析施設独自の送迎サービス、家族の運転で通院、公共交通やタクシーを利用するなど様々であり、特に高齢透析患者にとっては、その経費も含めて通院が最も困難な事情ともなっています。また、この恒常的通院に関する行政よりの支援も画一的なものではなく、各市町村で異なっており、様々の問題が生じていたのも実情であります。

このような状況下で、上述の奈良県腎友会が平成24年よりこの問題を取り上げ、患者本人に様々な項目についてアンケート調査をした結果、奈良県では高齢者と低所得者が多く、患者にとって通院にかかる費用が大きな負担となっていることがわかりました。その結果を基に、平成25年に「透析患者の通院交通費

助成に関する請願書」が提出されましたが、他疾患患者との兼ね合いなどの問題もあり成案とはなっていませんでした。

しかし、平成28年の奈良県予算で「障害者通院支援のあり方検討事業」で障害者の通院に関する実態調査が認められ、奈良県は透析患者自身に対する通院実態調査、透析施設を対象とした送迎サービス実態調査、奈良県内の公共交通サービスや福祉サービスの実情などを調査し検討してきました。その結果、平成29年3月に障害者福祉支援法に基づき、奈良県の各市町村の実施している「地域生活支援事業」を活用する事により、恒常的に通院を要する障害のある人にも対象が拡大されることになりました。すなわち、実質的にはある一定の条件はありますが、透析患者通院交通費助成案が可決したことになりました。

図1に、奈良県健康福祉課より「NPO法人奈良県腎友会冊子（ばんび）」に掲載された「奈良県からのお知らせ」を記載します。

このように奈良県の透析医療サービスは、一定の条件はありますが、奈良県独自の方法で透析患者の支援が行われていることは評価されることと判断されます。奈良県でも透析患者の高齢化が進み、十分な透析医療が受けられるためには、上述のような透析医療支援サービスがますます必要になるものと思われます。